

議案第 4 1 号

羽生市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部 を改正する条例

羽生市立小・中学校体育施設の使用に関する条例（昭和 5 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定施設）</p> <p>第 2 条 羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域の<u>実情及び学校体育施設</u>の状況を考慮して使用を行う学校体育施設及びこれに附属する設備器具（以下「<u>指定施設</u>」という。）を指定するものとする。</p> <p>（管理責任）</p> <p>第 3 条 指定施設を管理する学校長は、この条例が適用される場合にあつても<u>その責め</u>を負うものとする。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第 6 条 既納の使用料は、<u>還付しない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 使用者が<u>使用料</u>の全額を納付した後、規則で定める日までに使用許可の取消しの申出を行い、</p>	<p>（指定施設）</p> <p>第 2 条 羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域の<u>実情、学校体育施設</u>の状況を考慮して使用を行う学校体育施設及びこれに附属する設備器具を<u>指定</u>（以下「<u>指定施設</u>」という。）するものとする。</p> <p>（管理責任）</p> <p>第 3 条 指定施設を管理する学校長は、この条例が適用される場合にあつても<u>その責</u>を負うものとする。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第 6 条 既納の使用料は<u>還付しない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 使用者が、<u>使用料金</u>の全額を納付した後、規則で定める日までに使用許可の取消しの申出を行</p>

当該使用許可の取消しを受けたとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 (略)

2 教育委員会は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第10条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に、指定施設の使用の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続等)

第11条 指定管理者の指定の手続等については、羽生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第28号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。

(1) 指定施設の使用許可等に関する業務

(2) 使用料の徴収等に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により指定管理者が指定管理業務を行う場合にあっては、第4条及び第6条から第9条までの規定を準用する。この場合において、第4条、第6条、第8条及び第9条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条中

い、当該使用許可の取消しを受けたとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 (略)

2 使用者は、前項の処分によって、損害を受けることがあっても、教育委員会は其の責を負わない。

「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例、規則等を遵守し、適正に指定施設の運営を行うこと。

(2) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、指定施設の使用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。第9条第1項の規定により、使用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、これに要した経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

別表 (第5条関係)

表 (略)

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、指定施設の使用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。第9条第1項の規定により、使用の停止又は許可の取消しを受けたときも同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、これに要した経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

別表

表 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第10条の規定により指定管理者に羽生

市立小・中学校体育施設の使用に関する業務を行わせるときは、当該業務を行わせる日前に羽生市教育委員会がした使用許可その他の処分又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、当該指定管理者がした使用許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和元年6月21日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明